

東大阪市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則制定の件

東大阪市農業委員会総会会議規則（昭和43年9月30日東大阪市農業委員会規則第1号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和8年6月1日

東大阪市農業委員会会長 大 西 博

東大阪市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則

東大阪市農業委員会総会会議規則（昭和43年9月30日東大阪市農業委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「東大阪市公告式条例（昭和42年東大阪市条例第2条第2項に規定する掲示場に公告しなければならない。」を「インターネットを利用して公告するものとする。」に改める。

附 則（令和8年5月15日農委規則第1号）

この規則は、令達の日から施行する。